



国年第 6035 号
令和4年 2月 4日

大分市国民健康保険運営協議会
会 長 板倉 永紀 様

大分市長 佐藤 樹一郎



大分市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険財政の安定化を図るため、大分市国民健康保険税条例（昭和38年条例第120号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、大分市国民健康保険事業施行規則第2条（昭和39年規則第31号）の規定に基づきまして、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 改正内容

大分市国民健康保険税条例第3条第2項及び第3項に規定する国民健康保険税課税限度額について、次のとおり改正する。

基礎課税額に係る課税限度額「63万円」を「65万円」に改定する。

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「19万円」を「20万円」に改定する。

2. 施行期日：令和4年4月1日

3. 改正理由

国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額についても、地方税法施行令の一部改正と同様の措置を講ずる必要があることから、改正するものである。